

改正

平成14年 3 月29日条例第14号

平成16年12月27日条例第50号

平成23年 8 月30日条例第32号

令和 7 年12月24日条例第52号

盛岡市余熱利用健康増進センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、余熱利用健康増進センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 盛岡市クリーンセンターのごみ焼却により発生する熱を有効利用し、市民の健康増進を図るとともに、交流の場を提供する施設として、余熱利用健康増進センターを次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市余熱利用健康増進センター	盛岡市上田字小鳥沢148番地103

(開館時間)

第3条 余熱利用健康増進センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後8時30分まで（浴場にあつては、午前10時から午後8時まで）とする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 毎月第2火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その前日）

(2) 1月1日及び12月31日

(センターの使用)

第5条 センターのプール、浴場、アリーナ、軽運動室及び会議室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、センターの管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 センターのプール及び浴場の使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。ただし、規則で定める日のセンターのプールの使用料は、無料とする。

2 センターのアリーナ、軽運動室及び会議室の使用料は、無料とする。ただし、これらの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。

- (1) 私的な催し等に使用するとき。
- (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。
- (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。
- (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。
- (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。

3 第1項本文及び前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理するセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項及び第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得

て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理するセンターにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者がセンターのプール及び浴場を使用するとき、障害者がセンターのアリーナ、軽運動室及び会議室を個人で使用するとき並びにセンターを障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

(2) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者がセンターのプール又は浴場を規則で定める日に使用するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 センターの管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の規定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行うセンターの管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報に適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。
- (7) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況

- (2) 使用者の数
 - (3) 利用料金の収入実績
 - (4) 管理経費の収支状況
 - (5) その他市長が必要があると認めた事項
- (委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成14年条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第50号抄)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項及び第4項(第1条の改正規定に限る。)の規定 公布の日
 - (2) 第16条の規定 平成17年4月1日
- 2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の各条例」という。)の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の方法及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成23年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年条例第52号)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市余熱利用健康増進センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市余熱利用健康増進センター条例第5条第1項の許可に係る使用料(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する余熱利用健康増進センターのプール及び浴場にあつては、その利用に係る料金。以下同じ。)について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1（第 8 条関係）

区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童
プール	普通使用 (1 回につき)	950円	540円	410円
	回数使用	5 回につき	3,830円	2,190円
		10 回につき	7,190円	4,110円
		15 回につき	10,060円	5,750円
	団体使用 (1 人 1 回につき)	670円	380円	280円
浴場	普通使用 (1 回につき)	540円	340円	200円
	回数使用 (5 回につき)	2,390円	1,370円	680円

備考 団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

別表第 2（第 8 条関係）

区分	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後8時30分まで	午前10時から午後5時まで	正午から午後8時30分まで	午前10時から午後8時30分まで
アリーナ	600円	1,200円	1,000円	1,800円	2,200円	2,600円
軽運動室	300円	600円	500円	900円	1,100円	1,300円
会議室	900円	1,800円	1,500円	2,600円	3,300円	3,900円

備考

- 1 アリーナ及び軽運動室を体育以外の目的で使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 3 倍に相当する額とする。
- 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 倍に相当する額とする。